

学校において予防すべき感染症(学校感染症※1)に感染した場合のフローチャート

 注意！ 2023年5月8日より出席停止の対象を変更しています

新型コロナウィルス感染症の濃厚接触者、または、体調不良時の出席停止措置はなくなりました

自分自身が学校感染症に感染した

- ・受診し、学校感染症と診断された
- ・自宅で新型コロナウィルス感染症の抗原検査キット※2を使用し「陽性」だった

自分自身に体調不良がみられたが、以下となつた

- ・受診したが、学校感染症の診断ではなかった
- ・受診しなかった
- ・自宅で新型コロナウィルス感染症の抗原検査キット※2を使用し「陰性」だった

検査した場合は、
検査結果等で診断確定してから

「学校感染症の報告/出席停止期間記録簿のフォーム」から大学へ報告

- ◆ 学校感染症の詳細については、HUSナビの「[学校において予防すべき感染症にかかった時](#)」を参照
- ◆ 出席停止の条件や手続きの詳細については、HUSナビの「[特別欠席届、出席停止期間記録簿の提出について](#)」を参照

↓
学内の担当部署から
担任・科目担当教員へ連絡

欠席する講義があり、出席停止の手続きが必要な場合は、診断書等の添付資料が必要になります。
[「学校感染症の種類と出席停止期間の基準」](#)で添付資料を確認し、すぐにアップロードできるよう、WEBフォーム入力前に準備しておきましょう。

体調不良で欠席する場合
「欠席届」を科目担当教員に提出

回復し、登校再開する場合
基本的な感染対策を意識的に行ってください

- ・近距離での会話や咳エチケットにマスク着用
- ・手洗いや手指の消毒
- ・換気

※1 学校感染症とは、学校保健安全法において「学校において予防すべき感染症」と定められた強い感染力を持つ感染症（新型コロナウィルス感染症、インフルエンザ、流行性角結膜炎 等）を指しています

※2 新型コロナウィルス感染症の抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」として国に承認されたものを使用してください